滝議第１２１９００１号
令和６年１２月１９日

滝沢市議会議長　角掛　邦彦　様

環境厚生常任委員会
委員長　奥津　一俊

市民懇談会実施報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

１　開催日時
令和６年１２月１８日（水）１６時２５分～２０時２５分

２　開催場所
施設見学：ひかりの森学童クラブ、巣子学童保育クラブ第一、
巣子学童保育クラブ第二、巣子学童保育クラブ第三
懇談会　：ひかりの森学童クラブ

３　出席者
滝沢市学童保育連絡協議会　８名
滝沢市議会　７名（環境厚生常任委員会委員６名、事務局１名）

４　開催内容等（別添のとおり）
（１）市民懇談会顛末書
（２）懇談会資料
（３）開催の様子（写真）

市民懇談会顛末書（滝沢市学童保育連絡協議会）

1　日時

令和６年１２月１８日（水）　施設見学　１６時２５分～１７時３５分

懇談会　　１８時３０分～２０時２５分

2　場所

施設見学：ひかりの森学童クラブ、巣子学童保育クラブ第一、
巣子学童保育クラブ第二、巣子学童保育クラブ第三

懇談会　：ひかりの森学童クラブ

3　出席者

滝沢市学童保育連絡協議会　８名

滝沢市議会　７名（環境厚生常任委員会委員６名、事務局１名）

※別添名簿のとおり

4　懇談のテーマ

学童保育における適正規模について

5　内容

・滝沢市学童保育連絡協議会（以下「市連協」という。）から放課後児童クラブの適正規模、各クラブの状況について説明があった。
・多くのクラブで児童数が適正規模を超えており、市連協が考える適正規模と市当局が考える適正規模に相違があるとの話があった。
・児童の特性について、幼保施設や小学校から情報が得られず、特に年度初めの対応に苦慮しているが、連絡会議には参加させていただけることになり、一定の進展があったとの話があった。（ひかりの森学童クラブ）

6　資料

別添のとおり

市民懇談会　次第

開 催 日　令和６年12月18日(水)
開催時間　18:30～20:00
開催趣旨　滝沢市内の放課後児童クラブの現状や課題を共有し、よりよい滝沢市の学童保育に向けて一緒に考える機会としたい。

懇談会のテーマ　「学童保育における適正規模について」

出席者　滝沢市議会　環境厚生常任委員会
滝沢市学童保育連絡協議会

懇談会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 委員長挨拶
4. 出席者の紹介　自己紹介
5. 本日の懇談会の流れ・配布資料確認
6. 市連協からの説明
   ・適正規模について
   ・各学童より
7. 議員さんより
   ・学童視察について
8. 意見交換
9. 閉会

滝沢市学童保育連絡協議会出席者

職名	氏名
会長	中田　好見
副会長	七ツ役　進
	西舘　匡世
事務局長	水本　真美
事務局次長	岡山　晃一
事務局員	黒津　結
	武田　恵実
	主濱　由希子
顧問	門田　弘之

滝沢市議会出席者

職名	氏名
環境厚生常任委員会委員長	奥津　一俊
環境厚生常任委員会副委員長	日向　裕子
環境厚生常任委員会委員	安部　理絵
環境厚生常任委員会委員	川口　清之
環境厚生常任委員会委員	小田島　清美
環境厚生常任委員会委員	日向　清一
議会事務局　議事総務課主査	畑村　瞬也

2024.12.18(水)

市民懇談会　資料

<『日本の学童ほいく』９月号より　抜粋>

一人一人が安心して過ごせる人数に

―「集団の規模」の上限が守られた学童保育の実現を―

○子どもにとって学童保育が必要な期間、通いつづけることのできる「毎日の生活の場」となるために必要なこと

◆子ども同士が互いに知り合って信頼関係を築くことができ、遊びや生活を共有できること

◆子どもが生活する場所として、快適さを保てるような空間と環境が維持されていること

◆指導員が一人ひとりの子どもの状態を把握できて、信頼関係をつくれること

◆緊急時にまとまって行動することができ、全員の安全を守れること

これらを実現するには、「子どもが安全に安心して生活できる『集団の規模の上限』が守られていることが必須。また、「保護者同士、保護者と指導員が十分に知り合える人数規模」という視点を持つことも大切。

○「支援の単位」についての国の考え

国は、2014 年に厚生労働省令『放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準』を公布し、これにもとづいて各市町村(特別区を含む)が条例(以下、『基準条例』を定め、また、2015 年に『放課後児童クラブ運営指針』を策定。

↓

◇『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（以下、『設備運営基準』）

第 10 条　4項

支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

◇『放課後児童クラブ運営指針』（以下、『運営指針』）

第 6 章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1)施設

・放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

・専用区画の面積は、子ども１人につきおおむね 1.65 ㎡以上を確保することが求められる。

○「集団の規模」をめぐる現状と課題

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)が実施した、2023 年 5 月 1 日現在の「学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査」の結果より

・『基準条例』を定めていても、「将来、児童数の減少が見込まれる」「予算とのかねあい」「経過措置を

設けている」などを理由に、「集団の規模の上限」が守られていない自治体もある。
・46 人以上の規模の「支援の単位」は 8,676。そのうち、71 人以上のきわめて大規模なところが 1,244。こうした学童では、子どもが安全に安心して過ごすうえでの問題・課題が生じている。

○『日本の学童ほいく』編集部への声
・分割したい思いはあるが、土地や施設の確保が困難で実現できない
・分割して運営するために、新たに指導員の募集を行ったが、待遇が厳しいこともあってか応募がない
・行政の予算が、分割後に複数の学童保育が安定的に運営できるように確保されていない
・大規模化を理由に、入所を断らざるを得なかった(待機児童が生じている)

○大規模化の影響は…
・全国連協は、2013 年に作成した「提言 私たちが求める学童保育の設置・運営基準(改訂版)」のなかで、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模の上限は 30 人までとする」とし、「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」である「生活づくり」を、子ども・保護者・指導員が力を合わせて進めることの大切さを述べている
・学童保育で子どもたちは
遊んだり、宿題をしたり、一緒に団らんを楽しんあり、おやつを食べるなどして過ごしている。疲れていたり、体調が悪い時には心身を休めて過ごせることが必要。
・学童保育で過ごす子どもたちは
常に一定の場所にいて同じ行動をしているわけではなく、室内や屋外など、さまざまな場所に分かれて過ごしている。また、同じ場所にいても、各自がそれぞれの遊びをしたり、宿題をしたり、おやつの準備をすることもある。
・大規模化は、子ども過ごし方、関係性、そして指導員の関わりにも深刻な影響を与える。
「40 人を超えると、子どもたちには集団メンバーのすべてとかかわることが難しくなって、気心が知れたもの同士の小集団に感心が向かってしまい、少人数の集団の群れのような状態となることが多く見られる。指導員も一斉指導、管理的側面からの働きかけに偏らざるを得なくなってしまう」
～独立行政法人国民生活センター:安全に関する調査研究「改善すべき事項」～

○「子どもの権利」を守る視点で
『運営指針』では、「放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない」(第一章二の(2))としている。
国や自治体には、この立場から、必要とする子どもに、安心して過ごすことができる学童保育を保障し、整備していくことが求められる。

滝沢市学童保育連絡協議会として
・市内の学童保育が一人ひとりが安心して過ごせる人数にして欲しい。
・「集団の規模」の上限が守られた学童保育の実現を行政に訴えていきたい。
公設民営の委託事業として、委託されている学童からの訴えだけではなく、滝沢市としても、この適正規模が守られていないという事実に対して真剣に考えていただきたい。

	現在日	R5.5.1	R6.5.1	R6.10.1
番号	放課後児童クラブ名称	児童数	児童数	児童数
1	滝沢学童保育クラブ外山	52	49	52
2	うかいっこ学童保育クラブ	53	63	63
3	巣子学童保育クラブ第一	62	65	65
4	川前学童保育クラブ	45	47	46
5	第１篠木なかよしクラブ	62	49	49
6	ひだまりキッズクラブ一本木	49	45	46
7	こくぶん学童クラブ国分	58	60	58
8	巣子学童保育クラブ第二	57	52	52
9	室小路学童クラブ　うみ	53	52	52
10	室小路学童クラブ　やま	54	53	53
11	こっちゃ子学童保育クラブ館	64	64	60
12	撫子学童クラブそら	62	57	57
13	撫子学童クラブほし	61	55	56
14	巣子学童保育クラブ第三	60	51	52
15	第２篠木なかよしクラブ	57	60	59
16	ひかりの森学童クラブ	49	59	59
17	風の子くらぶ	25	33	35
18	滝沢中央学童保育クラブ第一	66	59	60
19	滝沢中央学童保育クラブ第二	70	69	69
20	放課後キッズクラブにじいろ	32	46	47
21	あいうえお学童クラブ	14	4	4
	合計	1105	1092	1094

令和6年度当初放課後健全育成事業委託料基準単価表

区分	事業	算定基準				令和5年12月18日付けこ成事第558号こども家庭庁長官通知時点
（国）特定分	◉放課後児童健全育成事業（滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年滝沢市条例第31号）どおりに放課後児童支援員・補助員を配置した場合）					
	年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所	構成する児童数の数が（1人～19人）	構成する児童数の数が（20～35人）	構成する児童数の数が（36～45人）	構成する児童数の数が（46～70人）	構成する児童数の数が（71人～）
	基本額（1支援の単位当たり年額）	2,558,000円-（19人-児童数）×29,000円	4,734,000円-（36人-児童数）×26,000円	4,734,000	4,734,000円-（児童数-45人）×89,000円	2,917,000円
	開所日数加算額※1日8時間以上開所する場合	（年間開所日数-250日）×19,000円				
	長期休暇支援加算額（支援単位増）	長期休暇中に支援単位を新たに設けて運営した分の開所日数×19,000円				
	長時間開所加算額（平日）	1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×409,000円				
	長時間開所加算額（長期）	1日8時間を超える時間の年間平均時間数×184,000円				
	◉放課後児童クラブ支援事業					
	（1）障害児受入推進事業	1支援の単位当たり年額　2,009,000円（※1名以上の障がい児受入）				
	（2）放課後児童クラブ運営支援事業	1支援の単位当たり年額　3,066,000円（※対象：新たなクラブ設置の家賃等賃貸料）				
		1支援の単位当たり年額　2,500,000円（※対象：新たなクラブ設置の移転関連費用補助）				
		1支援の単位当たり年額　6,100,000円（※対象：新たなクラブ設置の土地借料補助）				
	（3）放課後児童クラブ送迎支援事業	1支援の単位当たり年額　521,000円（※対象：燃料費のみ）				
（国）一般分	◉放課後児童支援員等処遇改善等事業					
	（1）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置	1,678,000円（実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等）				
	（2）（1）に加え地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,158,000円（実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等）				
	◉障害児受入強化推進事業					
	障害児を3人以上5人以下受入する場合	1支援の単位当たり年額　2,000,000円				
	医療的ケア児を受け入れる場合	1支援の単位当たり年額　4,061,000円				
	◉小規模放課後児童クラブ支援事業					
	19人以下の事業所かつ2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を補助	1支援の単位当たり年額　625,000円				
	◉放課後児童クラブ育成支援体制強化事業					
	育成支援の周辺業務などの運営事務等の業務に係る外部委託をする場合	1支援の単位当たり年額　1,451,000円				
（国）その他分	◉放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業					
	1支援あたり年額（1）～（3）の合計額（※基準額の上限：919,000円）　：事業実施に必要な経費（給与、職員手当、共済費、賃金等）					
	（1）放課後児童支援員を配置	対象職員1人当たり　131,000円				
	（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置	対象職員1人当たり　263,000円				
	（3）上記（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置	対象職員1人当たり　394,000円（※対象職員1名まで）				
	◉放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9，000円相当賃金改善）					
	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数				

◉留意事項
子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、算定基準と対象経費の実支出額を比較して、少ないほうの額を選定する。
放課後児童クラブ支援事業（2）の移転関連費用補助及び土地借料補助を除き、事業実施月数が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

常勤支援員2人版

区分	事業	算定基準				令和6年5月21日付けこ成事第425号こども家庭庁長官通知
（国）特定分	◉放課後児童健全育成事業（滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年滝沢市条例第31号）どおりに放課後児童支援員・補助員を配置した場合）					
	年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所	構成する児童数の数が（1人～19人）	構成する児童数の数が（20～35人）	構成する児童数の数が（36～45人）	構成する児童数の数が（46～70人）	構成する児童数の数が（71人～）
	基本額（1支援の単位当たり年額）	4,313,000円-（19人-児童数）×29,000円	6,552,000円-（36人-児童数）×26,000円	6,552,000	6,552,000円-（児童数-45人）×75,000円	4,601,000円
	開所日数加算額※1日8時間以上開所する場合	（年間開所日数-250日）×26,000円				
	長期休暇支援加算額（支援単位増）	長期休暇中に支援単位を新たに設けて運営した分の開所日数×26,000円				
	長時間開所加算額（平日）	1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×671,000円				
	長時間開所加算額（長期）	1日8時間を超える時間の年間平均時間数×302,000円				
	◉放課後児童クラブ支援事業					
	（1）障害児受入推進事業	1支援の単位当たり年額　2,059,000円（※1名以上の障がい児受入）				
	（2）放課後児童クラブ運営支援事業	1支援の単位当たり年額　3,374,000円（※対象：新たなクラブ設置の家賃等賃貸料）				
		1支援の単位当たり年額　2,500,000円（※対象：新たなクラブ設置の移転関連費用補助）				
		1支援の単位当たり年額　6,100,000円（※対象：新たなクラブ設置の土地借料補助）				
	（3）放課後児童クラブ送迎支援事業	1支援の単位当たり年額　536,000円（※対象：燃料費のみ）				
（国）一般分	◉放課後児童支援員等処遇改善等事業					
	（1）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置	1,678,000円（実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等）				
	（2）（1）に加え地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,158,000円（実施に必要な費用※給料、手当、共済費、賃金等）				
	◉障害児受入強化推進事業					
	障害児を3人以上5人以下受入する場合	1支援の単位当たり年額　2,059,000円				
	医療的ケア児を受け入れる場合	1支援の単位当たり年額　4,061,000円				
	◉小規模放課後児童クラブ支援事業					
	19人以下の事業所かつ2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を補助	1支援の単位当たり年額　643,000円				
	◉放課後児童クラブ育成支援体制強化事業					
	育成支援の周辺業務などの運営事務等の業務に係る外部委託をする場合	1支援の単位当たり年額　1,500,000円				
（国）その他分	◉放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業					
	1支援あたり年額（1）～（3）の合計額（※基準額の上限：919,000円）　：事業実施に必要な経費（給与、職員手当、共済費、賃金等）					
	（1）放課後児童支援員を配置	対象職員1人当たり　131,000円				
	（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置	対象職員1人当たり　263,000円				
	（3）上記（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置	対象職員1人当たり　394,000円（※対象職員1名まで）				
	◉放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9，000円相当賃金改善）					
	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数				

●留意事項
子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、算定基準と対象経費の実支出額を比較して、少ないほうの額を選定する。
放課後児童クラブ支援事業（2）の移転関連費用補助及び土地借料補助を除き、事業実施月数が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

市民懇談会資料

学童名　　ひかりの森学童クラブ

○登録児童数の推移（4月１日時点）

R4	R5	R6
49名 （通常45名、長期4名） 障がい児　1名	54名 （通常47名、長期7名） 障がい児　1名	59名 （通常57名、長期2名） 障がい児　3名受入

※通常＝1年間を通しての保育利用、長期＝長期休暇のみの保育利用
※令和6年度より、新規での長期保育利用の受入を行わないこととしました。

○職員数

	R4	R5	R6
正規	2名	2名	2名→1名
契約	0名	0名	1名
パート	1名	2名→1名	2名→1名
アルバイト	5名	6名	8名

※常時4名～5名で保育をしています。
※令和6年度より障がい児の受入人数が増加したため1名増

○子どもたちの状況

今年度常に50人の児童が日々利用しています。悪天候の際には、室内に50人の子ども達が遊び、休息、勉強をしている状況です。子ども達（特に高学年）からは、「うるさくて友達の声が聞こえないことがある」「おやつの時間が長くなって遊ぶ時間が減った」「先生達の声が聞こえない」「泣いている人がいても気づきにくくなった」「低学年のケンカが多くなった」という声があがっています。

一方、学童での生活に慣れてきている子ども達は、これが学童と思って生活している状況ですが、思春期の悩みを抱えている子どもも少なくありません。「先生に話したいことがあっても、モメている人がいて話ができなかった」と言われることもあり、子ども達一人一人に目が行き届いていない現状があります。常に騒音の中での生活のため、今までは小さい声で話していても伝わっていたことが、大声を出さなければ伝わらないという、子どものストレスを目の当たりにし、些細な事でもイライラしてしまう子ども達が増えているように感じます。

適正規模での保育は、子ども～

○その他

敷地面積に対して最大で受け入れれる人数は最大64名ですが、ロッカーは52名分の為、現在は旧一本木学童に保管していた市の他施設で使用していた鉄のロッカーをいただいてきて対応しています。

また、下駄箱も足りないため、自分たちで下駄箱を買い足して対応をしています。

来年度、新一年生の入所が13名決定しているため、卒所、退所児童がいても、来年度の児童数は62名（長期2名）の予定です。

障がい児の受入も5名(3名増)を予定しているため、これ以上の入所を受付けるのが困難となっています。

同じ学区の川前学童保育クラブさんでも来年度は58名(長期3名)の受入が確定しました。64名を上回る場合には、同じ学区の川前学童保育クラブとも協議し、両学童でも受け入れない場合には、待機児童となる予定です。

今年度から川前学童保育クラブが学校のクラブハウスへ移設となったことから、今後学童を増やすかどうか協議をしていく予定です。

また、児童数増加に伴い、職員も増員して対応する予定となり、令和７年度には人件費のため、保育料を一律1,000円値上げすることになりました。

ひかりの森学童では人数が増えた分の委託料の減額が800,000円ほどになります。

行政はその分保育料収入があるからといいますが、減額されている状況で職員を増員できない現状は、子ども達にとっても、働く職員にとっても良い環境ではありません。

市民懇談会資料

学童名　巣子学童保育クラブ第一

○登録児童数の推移（4月1日時点）

R4	R5	R6
49名 （最終53名）	62名	65名

※R4は、途中入所の受け入れ(3名)と、短期利用(長期休みのみの保育利用2名)あり。
※R5からは、児童数増加に伴い、巣子学童保育クラブとして短期利用の受け入れをしていない。

○職員数

	R4	R5	R6
正規	2名	2名	2名
契約	0	0	0
パート	2名	2名	2名
アルバイト （日に1人）	8名	6名	4名

○子どもたちの状況

・8年前は30人台の児童数で保育を行っていましたが、次第に人数が増えていき、現在は65名。ここ数年は、1，2年生だけで児童数の半分を超えており、低学年が多い状況が続いています。
・毎日の生活の場としての学童は、宿題をしたり、おやつを食べたり、時にはみんなで一つのことに取り組むこともありますが、放課後の時間を子どもたちが思い思いに過ごします。遊んでもいいし、何もしないことがあってもいい、ゴロゴロしたりのんびりゆったり過ごしてもいい生活の場ですが、多くの子どもたちが過ごす中、遊びたいことができている子とそうでない子もいます。子どもたちの声が響き渡ることは子どもたちが元気な表れでもありますが、時に興奮に繋がってしまうこともあります。また、ゆったり過ごしたい気持ちの子にとっては、落ち着けないこともあると思います。
・雨や雪で外に出られない日は、各々がしたい遊びがホールで繰り広げられます。ホールが子どもたちの遊びで隙間なく埋まってしまうため狭さを感じます。その中で、子どもたちは、どうやったら遊べるか、どんな遊び方なら遊ぶことができるか等を相談したり、折り合いをつけながら遊ぶ姿がありますが、人数が少なかった頃は遊び場所にゆとりを持って遊べていたと感じています。
・異年齢で過ごすよさが学童にはありますが、集団の規模が大きくなるにつれ、気の合う仲間とのみ、の関わりが増え、小さな集団がたくさんできていきます。自分の身近な友達のことしか知らない、困っている人がいても気にならない、ということにも繋がり、相手のことを知る機会や知ろうとする機会が奪われてしまっていることが残念です。学童で過ごすみんなが仲間であることを伝えながら子ども同士の繋がりを持てるようにしていますが、追いつけていない、頑張っても届かない…そう感じることもあります。

・楽しそうに過ごしているように見えていても、実は悲しい気持ちでいたり、嫌だと思っていることを友達に言えずにいて、保護者から「子どもが悩んでいる」という話を聞くことが続きました。人数の多さだけのことではないかもしれませんが、子どもたちに「今は話せない」と感じさせてしまっているとしたらいいことではありません。また、人数増は、子ども一人ひとりとの関わりの時間にも繋がり、ゆっくり話を聞いてあげる時間が持てないこともあります。
・職員数はずっと変わらずに過ごしてきています。児童数が増えても職員が増えるものではありません。子どもたちが話したい時に、「ちょっと待ってね」と指導員が言ってしまっている状況もあり、申し訳なく感じています。

【迎え・保護者対応について】
・迎えが重なると駐車場が混雑します。保護者の車が停められるよう、5 年ほど前から職員用 2 台分の駐車場を近くに借りていますが、年々世帯数も増えており、混雑すると敷地内に入れない車が路上で待つこともあるため、「車が混んできたから、パッと準備して帰ろうね」と子どもに声をかけることが増えました。迎えの時間は、保護者に、今日子どもが学童でどう過ごしていたかの様子を伝え、家庭での様子も聞きながら情報共有できる機会でもあり、同時に、何気ない会話でも保護者さんの置かれている状況を知ることができる時間でもあります。その時間の確保ができづらくなっています。
・迎えの対応に職員一人が付きっきりになることが多くなりました。ひっきりなしに続く迎えの状況は、児童数が増えたことをとても感じる時間でもあります。保護者対応の時間は大切な時間でもあり、迎え対応の職員は、夕方からの保育に入る全く入ることができません。
・迎えの際の「〇〇ちゃん、迎えだよ」の呼びかけが届かないことがあります。

【施設面について】
・児童の増加に伴い、毎年長テーブルを補充しています。子どもたちが過ごすホールに高く積み重ねることはできないため、ホールに置けない分は廊下に積み重ねているため、非常口前の廊下が狭くなっています。
・子どもたち全員が座れるようにテーブルを出すと、ホールがテーブルでいっぱいになるため、テーブルとテーブルの間を気をつけながら歩く状況です。仮に、来年度 70 名を越せば、テーブルはもっと必要になり、玄関の下駄箱は足りなくなります。

【委託料について】
・児童数の増加は、保護者からの保育料収入は増えるものの、国からの委託料が大幅に減らされます。適正規模枠(36 人～45 人)から児童数が減っても増えても減額となる現状で、ここにも適正規模の大切さが表れていると思います。巣子第一で例えると、
【基本額－(児童数－45 人)×75,000 円】となり、巣子第一では 65 名のため
【基本額―(65 人―45 人)×75,000 円=1,500,000 円】が基本額から引かれます。
仮に 71 名を超えると、71 名でも 100 名でも、基本額から約 2,000,000 円引かれた委託料となります。
・適正人数というものがなかった頃の委託料は、人数がどんなに多くても一人につきいくら、という加算がありました。そのため、70 人、100 人、そんな児童数がいる学童も当たり前の時代もありましたが、子どもたちが学童保育を生活の場として過ごすための適正規模、生活の場の保障の大切さ、そのことが明確にされてから委託料も現在のような区分に変わってきています。

市民懇談会資料

学童名　巣子学童保育クラブ第二

○登録児童数の推移（４月１日時点）

R4	R5	R6
48	57	52

○職員数(４月１日時点)

	R4	R5	R6
正規	2	1	1
契約	1	0	2
パート	1	3	2
アルバイト	0	2	3

※年度途中の入退職あり。

○子どもたちの状況

【子ども達がふとした時に頼れない、相談できない、甘えられない集団規模かも？それって安心できる環境なのだろうか？】

巣子学童の予算では、正規職員二人とパート職員二人を基本とし、さらに学生アルバイトが一人、毎日ではないものの、加わることを基本としています。適正規模の40人の子ども達に対し、指導員が4人だと、子ども 10:指導員 1 となりますが、適正規模を超えると 10:1 の割合が当然低下します。「依存しながら自立する子ども達」と言われるように、子ども達は時に指導員と遊んだり、おしゃべりを楽しんだり、甘えたり、相談したり、子ども同士の関係をつないでもらったりしながら成長していきます。ですが、子どもの人数が多いとそれも困難になり、中には遠慮する子どもも出てきます。指導員はそういったことも心に留め置いて保育にあたっていますが、ケンカやもめごと、ケガや体調不良の対応の優先順位がどうしても高くなってしまいます。また、個別対応だけでなく、「ケンカやもめごと、ケガにつながりそうにないか？」と全体を把握していく必要もあり、集団の規模が大きくなれば行き届かないことも出てきてしまいます。

そうなると、指導員がゆったりと子どもと関わる余裕はどうしてもなくなってしまいます。また、学童保育の日々の生活の中で一人ひとりの子ども達と関係性を深めたいと思っていても難しくなってしまいます。もし、子どもが甘えたい、相談したいと思っても関係性の薄い指導員にはなかなかできないと思います。

こういった子ども達がふとした時に頼れない、相談できない、甘えられないような集団規模は、安心できる環境、自ら通い続けられる環境とは言えないと思います。また、保護者も安心して働き続けられる環境とは言い難いと思います。

年度ごとの在籍児童数は48人→57人→52人と変動があります。一方で、R5年度の1年生は17人、R6年度は15人とほぼ同数でした。しかし、R5年度末は17人が継続しませんでした。これは、在籍児童数が多すぎたことも要因の一つと考えられます。(参考:R4年度末で継続しなかったのは5人)

実際に適正規模を大きく超えるようになってから、子ども達とじっくり関わる時間も減少し、お迎えが混み合う時間帯はほぼ玄関にいるような状態になってしまいます。また、雨天時のみならず、夏の異常な暑さ、専用の庭がないこと(滝二小の校庭は平日4日にスポ少の利用が入っています)から室内で過ごさざるを得ないこともあり、子ども達は狭い学童舎内で生活をしています。一人当たりの専用区画1.65㎡が確保できているので問題ないという担当課の見解ですが、ボールあそびやなわとびなど体を動かして遊んだり、ごろごろしたり、宿題したり、ボードゲームをしたり、子ども達が思い思いの過ごし方をするには現状問題ないとは決して言えません。さらに言えば、学童は1年生から6年生まで在籍しています。年齢とともに体も大きくなり、パーソナルスペースも広くなります。また、発達特性を持った子ども達も複数受け入れていることも加味すると、より十分なスペースを確保してあげたいと思っています。実際に、在籍児童が増加し、遊んでいても狭く、宿題や食事の場面でも窮屈だと感じます。

また、学童では毎日全員が登所する訳ではありません。事情は様々ですが、欠席者も当然います。そこで、「当日の出席者数が適正規模に収まれば問題ない」「出席者数の平均が適正規模であれば問題ない」という考えもあるようですが、そうではないと思います。その日休んだとしても、毎日の生活の場でともに過ごしていく仲間であることに変わりなく、子ども、保護者、指導員とが関係を深めていくのが学童保育です。単発的な預かり保育であれば平均値という考え方もできるかもしれませんが、学童保育ではそういった考え方はそぐわないと思います。

少子化に歯止めがかからず、今年度の出生数は70万人を下回る見通しも出ています。近い未来に滝沢市でも必要な学童数が減少するかもしれませんし、共働き等がさらに増加して子どもの数は減っても需要は同等、必要な学童数は変わらないかもしれません。学童保育に特化したニーズ調査ではないので、予測が非常に難しいところではありますが、きちんと整備することで、第2次滝沢市総合計画にもある『こどもまんなか滝沢』に近付けるのではないでしょうか。何より、今の子ども達がよりよい環境で過ごせるよう、適正規模になるように、積極的に考えていただきたいと思います。

〇その他

【職員について】

R4年度4月に正規職員が退職しました。年度内に入職したものの、すぐに退職となりました。以降、正規職員の確保は難航しました。そのため、R5年度のパート職員3名のうち2名を、R6年度は8時間勤務の契約職員として雇用しています。理由は、適正規模を超過し子どもの人数が多くより指導員の目と手を必要とすること、8時間労働が正規1名では勤務体制を組むのが非常に困難だったこと、障害児加算対象児童も多く保育体制をより手厚くする必要があったこと、尚且つ障害児加算を人件費として適正に支出するため等です。

市民懇談会資料

学童名　　巣子学童保育クラブ第三

○登録児童数の推移（4月1日時点）

R4	R5	R6
49	60	51

○職員数

	R4	R5	R6
正規	2	2	2
契約	1	1	1
パート	2	2	2
アルバイト	3	3	3

○子どもたちの状況

巣子第三では、約 50 名の在籍児童に対して、8 名の職員がシフト交代制で平日約6～7名出勤し保育しています。

令和 6 年度は、7 月に 1 年生が 1 人途中入所し、現在は 52 名が在籍しています。利用数は日によって違いますが、平日は40～45名が、土曜日は 10 名前後が利用しています。

令和 5 年(昨年)度は、60 名在籍し、尚且つ発達障がいの診断を受けている児童が 6 名いました。その中でも対人関係がうまくできない児童 1 名は、思い道理にならなかったり、嫌なことがあると、周りの子や物、職員を叩いたり、物を投げつけたりして暴れることがあったので、職員 1 名が常につき添ったり、目配りしないと、本人はもちろん、利用している周りの子も落ち着いて生活できない状況がありました。

良い面もあります。利用人数が多いことによって異年齢・異学年の交流が活発に行われていることです。兄妹がいない、あるいは兄妹と歳が離れている家庭の子が、他児との関わりによってコミュニケーション能力を養う事が出来たり、相互扶助の精神が生まれたりする環境が学童にはあります。

コロナ禍においては、小学校の中では、まん延防止のため全校集会を自粛したり、他学年との縦割り交流を自粛した時期も４年間の中でありました。その期間中でも、学童は感染症対策を行いながら、利用制限は設けずに保育を行いました。学童の中では、特に遊びの最中に密を避けることは、難しい状況でしたが、何とかその時期を乗り越えました。また、現在もコロナ、インフルエンザ、胃腸炎などの感染症が拡がらないよう、手指消毒やうがいを呼びかけながら保育しています。そういった感染症防止対策に係る費用も在籍人数に比例して増幅しています。

それから、ここ数年の夏場の猛暑時においての保育環境も厳しいものがあります。まず、第三学童舎は、お昼過ぎから強烈な西日の影響で、室温が急上昇します。熱中症にならないように午前中からエアコンを強くかけていますが、子どもたちが帰ってくると、室温はさらに上がり30度を下回ることはない状況です。

夏休みになると、コロナ禍以降、学校のプール開放もなく熱中症警戒アラートが発令されたときには、屋外での長時間の水遊びもできず、室内で汗びっしょりになりながら遊んでいる子どもたちの姿があります。職員は、こまめな水分・塩分補給を呼びかけています。7ℓの麦茶タンクが、一日に 2 度空っぽになる日があります。子どもたちも水筒を持参しますが、それもあっという間に空になってしまいます。

適正規模というのは、このような状況を是正するためにも必要だと感じています。

○その他

学童の面積の資料をご参照ください。

巣子学童では、運営基準の一人当たり1.65㎡を遵守するため、活動場所の面積が 70 人でも、一人当たり1.70㎡確保できるように設計しています。ですが、73 人利用すると、一人当たり1.65㎡を下回り1.63㎡となります。一見すると市の一人当たりの基準が守られている適正規模のように、数字上ではなります。

しかし、実態として多目的ホールの半分は、ボール遊び等に利用されています。そこで仮に 10 人の子どもがドッチボールをすると、残った面積に 40 人が居ることになります。その残ったスペースで子どもたちは、テーブルを出して宿題をしたり、寝っ転がっておもちゃで遊んだり、すごろくやトランプを広げてパーティーゲームをして遊ぶ子もいます。この現状は、保育している我々から見ると明らかに適正な規模を超えていると言わざるを得ません。

運営基準にある一人当たりおおむね 1.65 ㎡以上が守られていれば問題ないとしている市の見解は、あまりにも現場の実情と乖離しています。例え、利用している子どもたちが気にしていなくても、起こりうる危機を職員が事前に感じておかなくてはいけないと思いますが、今の現状が正にその時期に来ていると考えています。このままの状況を放置することなく、改善するために施設設備の拡大や増設を強く市に訴えていきたいと考えています。

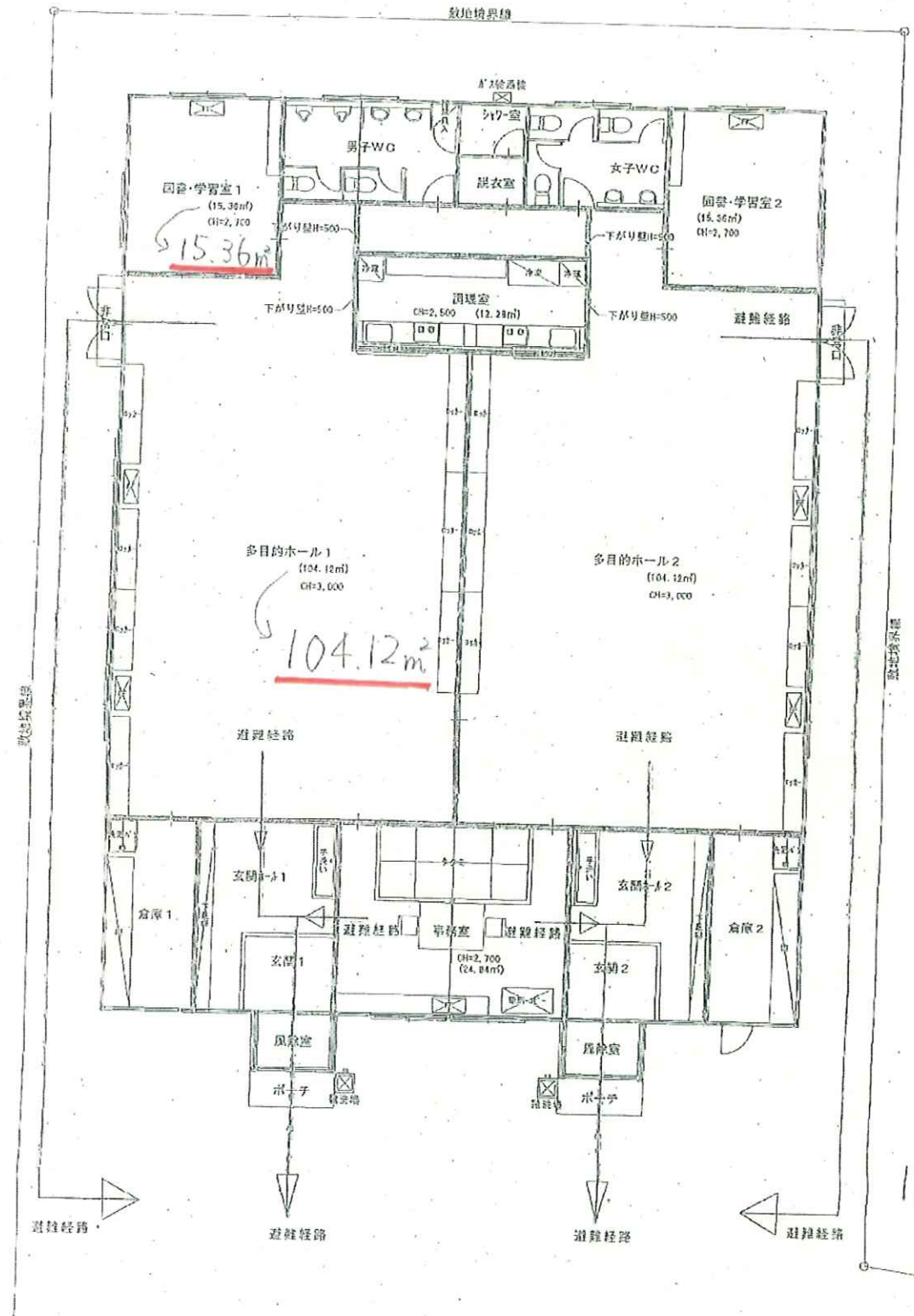

N

104.12
+ 15.36
119.48

119.48㎡
÷
70人
=
1.7068㎡

72人
=
1.6594㎡
↓
○

73人
=
1.6367㎡
↓
×

凡例

避難経路図　S=1/100

：防火上主要な間仕切壁(令第114条2項)を示す
(準耐火構造：PB⑫9.5mm+⑫9.5mm両面二重張り)
(認定番号：QF045NP-9009)

開催の様子

滝沢市学童保育連絡協議会 懇談会
場所：ひかりの森学童クラブ
日時：令和6年12月18日（水）
18時30分～

滝沢市学童保育連絡協議会 懇談会

滝沢市学童保育連絡協議会 懇談会